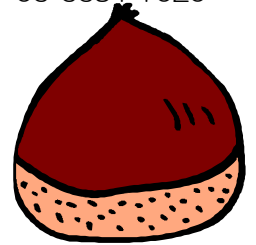


今月号のテーマ

- ・ 借入金について思うところ（関川）
- ・ バリアフリー税制期限切れ間近！（中原）
- ・ 電子申告特別控除と電子証明書の取得（桑原）



借入金について思うところ（関川）

1. 実質無借金経営を目指そう！

「借金は悪」という考え方があります。借金をしないで全て自己資金で賄うことができれば何と気持ちも楽なことか。これを「無借金経営」と言います。

無借金経営をしているところが、新たな事業展開を考えるときに、自己資金を用立てることができるか否かがポイントになります。

現預金を潤沢に保有している会社なら準備可能だと思いますが、借金がなくても現預金が手元にならないような会社では、次の一手が打ちにくいでしょう。今、赤字の状況だから、それを打破すべく攻めの一手を考えるということでしたら尚更です。そんな状況で、すぐに借入ができるのでしょうか？おそらく大丈夫だと思いますが、その保障はできません。

お金は使わずとも将来の運転資金・投資資金を考えると、借金をしてでも現預金を余分に保有しておいたほうが、いざという時に優位に展開させることができるのではないのでしょうか。

借金はあるが何時でも返せと言われれば返済することができる状態を「実質無借金経営」と言います。金利負担がもたないとも考えられますが、昨今の将来における経営の見通しの不透明さを考えると、手元資金の少ない会社は借金をしてでも極力現預金を保有しておくほうが経営の機動力を考えるうえでは得策のように思います。

2. 適正な借入金額は？

「いくらまで銀行借入しても大丈夫なのでしょうか？」という相談をいただくことがあります。

実質無借金経営であれば、いくらでも借入してもらっても問題ないと思います。商機をつかむ確率が高くなりますので。ただ、金利負担のせいで赤字になってしまったら本末転倒なので、それだけは避けたいところです。

統計では、**月商の3ヶ月分ぐらいが平均値**のようです。仕入代金などで滞留している分も実質的には借入金と同様のものと考えましょう。御社の財務状況はいかがですか？

イースリーパートナーズは財務についても相談対応いたします。御社の財務状況を診断しますので、決算書を用意して今すぐご連絡を。

バリアフリー税制期限切れ間近！（中原）

平成 19 年度の税制改正で創設されたいわゆるバリアフリー税制ですが、本年 12 月 31 日をもって期限切れとなります。

各省庁から延長の要望が出ているため、平成 21 年度の税制改正に盛り込まれる可能性もありますが、現状では確実ではありません。

このバリアフリー税制とは、住宅ローン等を利用して自己が所有している居住用家屋のバリアフリー改修工事や省エネ改修工事をした場合で一定の要件に当てはまるときに、その特定の増改築等に係る借入金等の年末残高の合計額等を基として計算した金額を、その増改築等をした部分を居住の用に供した年以後各年分の所得税の額から控除するものです。

控除額は、バリアフリー改修工事費用分は 200 万円までが 2%、他の改修工事費用分は 1%となります。（最高 12 万円）

○ 対象となる人（居住者）

- ①50 歳以上である者
- ②介護保険法の要介護・要支援の認定を受けている者
- ③障害者に該当する者
- ④上記②、③に該当するか、又は 65 歳以上である親族と同居している者

○ 対象となるバリアフリー改修工事

- ①通路又は出入り口の拡幅
- ②階段の勾配の緩和
- ③浴室の改良
- ④トイレの改良
- ⑤トイレ・浴室等への手すりの設置
- ⑥屋内・玄関の段差の解消
- ⑦引き戸等への取替工事
- ⑧床表面の滑り止め

その他、改修工事が 30 万円を超えるなど細かい要件があります。

本年末に期限切れとなるこの税制、工事中や検討中の方は適用の可能性があるので、ぜひ弊社までご相談下さい。

電子申告特別控除と電子証明書の取得（桑原）

電子申告特別控除とは、平成 19 年分又は平成 20 年分の確定申告について、電子証明書を取得した個人がその方の電子署名を付して電子申告を行った場合には、いずれか 1 年分に限り、その年分の所得税の額から最高 5,000 円が控除される制度です。

毎年申告をしておられる個人事業主の方、又は会社にお勤めで医療費控除等を受けるために申告をされる方がこの控除を受けるためには、電子証明書をお住まいの市町村役場で取得していただく必要があります。（ご自身で一連の申告作業をされる方はカードリーダーも必要です。）

電子証明書は、申請書を役所の窓口で記載又は持参し、即時発行してもらえる場合と、事前に申請書を郵送又は持参により提出した後に発行してもらえる場合があります。いずれの場合も手数料として約 1,000 円の取得費用がかかります。

このようにお住まいの市町村に取得方法が異なる場合がありますので、お住まいの市町村のホームページでご確認していただくか、直接お問い合わせください。また、12 月以降は役所が混雑することが予想されますので、電子申告特別控除を受けることを考えておられる方は、お早目に電子証明書を取得していただくことをお勧めします。

詳細は弊社の担当者がお伺いさせていただいた際に別の資料によりご案内させていただきます。